

## 佐賀市中央大通り「さがすたいるプラス」推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中央大通りをはじめとする中心市街地において、佐賀県が推奨する人にやさしいまちのスタイル「さがすたいる」に取り組む者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、佐賀市補助金等交付規則（平成17年佐賀市規則第64号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助対象区域)

第2条 補助金の交付の対象となる区域（以下「補助対象区域」という。）は、別表1のとおりとする。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 佐賀県さがすたいるプラス補助金（以下「県補助金」という。）の交付決定を受けていること。

(2) 市税の滞納がないこと。

2 補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員ではなくなった日から5年を経過しない者

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 補助事業者は、前項各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象区域の店舗、施設等において「さがすたいる」に取り組む事業とする。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表

2のとおりとする。

- 2 補助金額は、別表2に掲げる補助基準額に補助率を乗じて算定する。この場合において、その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 規則第3条に規定する交付申請書は、佐賀市中央大通り「さがすたいるプラス」推進事業補助金交付申請書(様式第1号)とする。

(決定の通知)

第7条 規則第6条第1項に規定する交付決定通知書は、佐賀市中央大通り「さがすたいるプラス」推進事業補助金交付決定通知書(様式第2号)とする。

(交付決定前の事業着手)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、規則第4条に規定する補助金の交付決定前に補助事業に着手する必要がある場合には、あらかじめ佐賀市中央大通り「さがすたいるプラス」推進事業補助金交付決定前着手届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、前項の規定により交付決定前に補助事業に着手する場合は、市長から交付決定前着手届を受理した旨の通知を受けてから着手するものとする。この場合において、申請者は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等を自らの責任とすることを了知した上で、補助事業に着手するものとする。

- 3 前項に規定する通知は、佐賀市中央大通り「さがすたいるプラス」推進事業補助金交付決定前着手届受理通知書(様式第4号)によるものとする。

(補助事業の変更)

第9条 規則第8条第1項に規定する変更申請書は、佐賀市中央大通り「さがすたいるプラス」推進事業変更申請書(様式第5号)とする。

- 2 規則第8条第1項ただし書に規定する軽微な変更は、補助事業の内容を変更する場合において、佐賀県知事から県補助金に係る変更承認を受ける必要がないときとする。

- 3 規則第8条第3項に規定する交付変更通知書は、佐賀市中央大通り「さがすたいるプラス」推進事業補助金交付変更通知書(様式第6号)とする。

(実績報告)

第10条 規則第12条に規定する実績報告書は、佐賀市中央大通り「さがすたいるプラス」推進事業実績報告書(様式第7号)とする。

- 2 前項の実績報告書の提出期限は、県補助金の額の確定通知日から30日を経過した日又は当該会計年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

(補助金の額の確定)

第11条 規則第13条に規定する確定通知書は、佐賀市中央大通り「さがすたいる

プラス」推進事業補助金確定通知書（様式第8号）とする。

（補助金の交付）

第12条 規則第14条第2項に規定する交付請求書は、佐賀市中央大通り「さがすたいるプラス」推進事業補助金交付請求書（様式第9号）とする。

（交付の取消し）

第13条 市長は、規則第15条第1項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しを決定したときは、佐賀市中央大通り「さがすたいるプラス」推進事業補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 規則第16条に規定する返還命令書は、佐賀市中央大通り「さがすたいるプラス」推進事業補助金返還命令書（様式第11号）とする。

（帳簿書類の整備、閲覧等）

第15条 補助事業者は、交付請求額の算出基礎を明らかにした帳簿書類を整備し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

2 市長は、補助事業者に対し、前項の帳簿書類の閲覧を求め、又は必要な報告を求めることができる。

（補則）

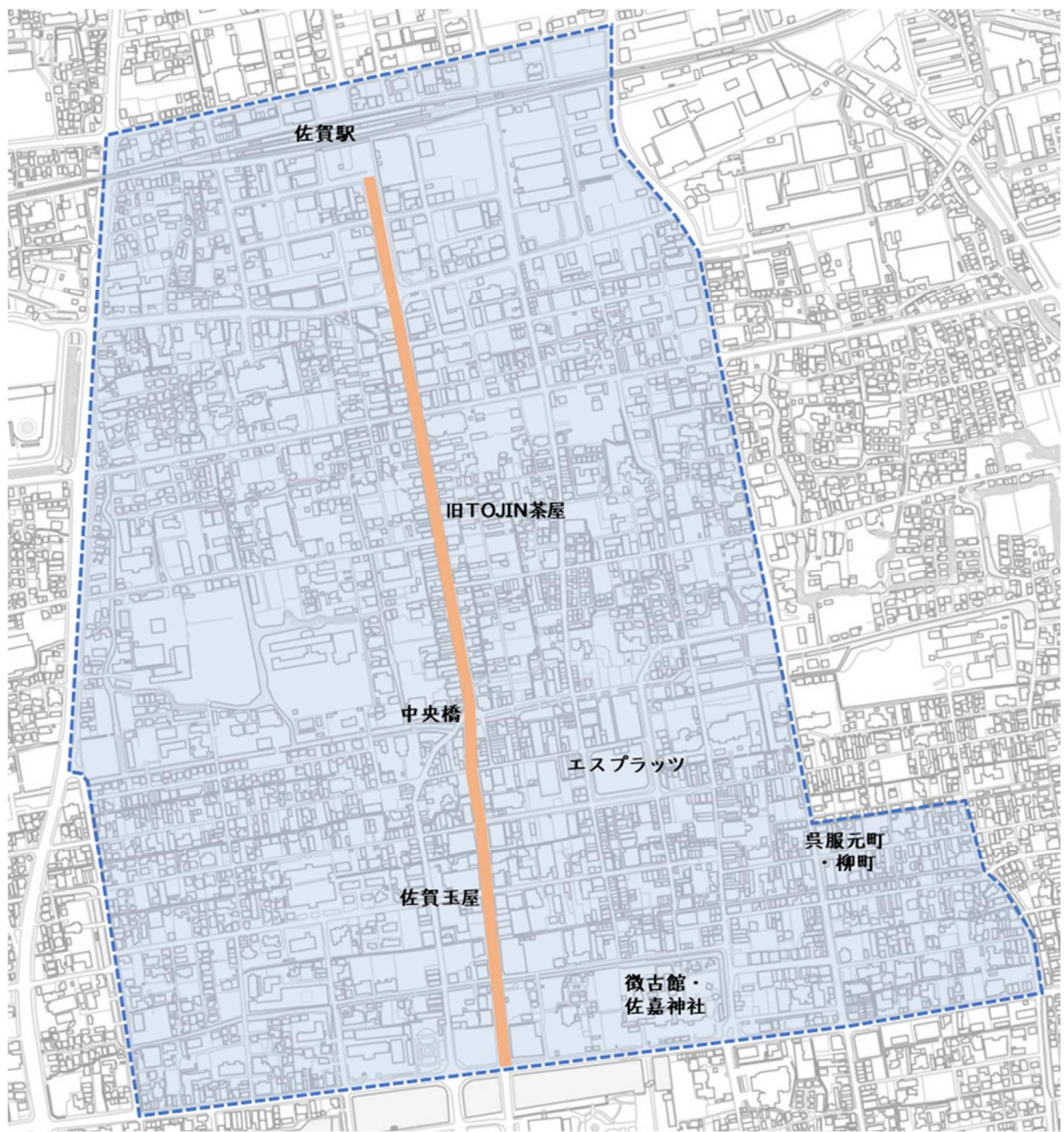
第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1 (第2条関係)

補助対象区域	
中央大通りエリア	下図の <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #e67e22; border: 1px solid black;"></span> で示した道路（県道佐賀停車場線）に接する敷地
中心市街地活性化エリア	下図の <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; border: 2px dashed #0070c0;"></span> で示した区域（次に掲げる町字の区域） 〔 駅前中央一丁目、駅南本町、唐人一丁目、唐人二丁目、 神野東一丁目、天神一丁目、天神二丁目、愛敬町、大財一丁目、 大財三丁目、白山一丁目、白山二丁目、呉服元町、栄町、成章町、 八幡小路、中央本町、中の小路、松原一丁目、松原二丁目、 松原三丁目、松原四丁目、堀川町、柳町 〕



別表 2 (第 5 条関係)

補助対象区域	補助対象経費	補助基準額	補助率
中央大通りエリア	県補助金の交付の対象となる経費	県補助金の交付決定(確定)金額	4分の3以内
中心市街地活性化エリア(中央大通りエリアを除く。)	同上	同上	2分の1以内

様式第1号（第6条関係）

令和 年 月 日

佐賀市長 様

申請者 住 所  
氏 名 印  
電話番号

〔 法人の場合は、押印してください。  
法人以外でも、本人(代表者)が署名しない場合は、押印してください。 〕

佐賀市中央大通り「さがすたいるプラス」推進事業補助金交付申請書

佐賀市中央大通り「さがすたいるプラス」推進事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	令和 年度	補助事業の名称	中央大通り 「さがすたいるプラス」推進事業
店舗・施設	名 称		
	住 所	佐賀市	
県補助金	交付決定通知日	令和 年 月 日	
	交付決定金額		円
交付申請金額			円
補助事業の完了予定年月日		令和 年 月 日	
添 付 書 類		<input type="checkbox"/> 県補助金の交付決定通知書の写し <input type="checkbox"/> 県補助金の交付申請書・関係書類の写し	

様式第2号（第7条関係）

佐市商第 号  
令和 年 月 日

様

佐賀市長 印

佐賀市中央大通り「さがすたいるプラス」推進事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、佐賀市中央大通り「さがすたいるプラス」推進事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

補助年度	令和 年度	補助事業の名称	中央大通り 「さがすたいるプラス」推進事業
店舗・施設	名称		
	住所	佐賀市	
交付決定金額		円	
交付条件		・補助事業の経費所要額又は事業内容を変更する場合は、市長の承認を受けること。（ただし、佐賀県知事から県補助金に係る変更承認を受ける必要がない場合を除く。）	

様式第3号（第8条関係）

令和 年 月 日

佐賀市長 様

申請者 住 所  
氏 名 印  
電話番号

〔 法人の場合は、押印してください。  
法人以外でも、本人(代表者)が署名しない場合は、押印してください。 〕

佐賀市中央大通り「さがすたいるプラス」推進事業補助金交付決定前着手届

令和 年 月 日付けで申請している事業について、補助金の交付決定前に着手したいので、佐賀市中央大通り「さがすたいるプラス」推進事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり提出します。

補助年度	令和 年度	補助事業の名称	中央大通り 「さがすたいるプラス」推進事業
店 舗 ・ 施 設	名 称		
	住 所	佐賀市	
着 手 予 定 年 月 日			
交付決定前着手が必要な理由			
誓 約 事 項		<input type="checkbox"/> 交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等を自らの責任とすることを了知した上で当該事業に着手します。 <input type="checkbox"/> 当該事業について、交付決定を受ける補助金額が交付申請金額に達しない場合においても、異議を申し立てません。 <input type="checkbox"/> 当該事業について、着手から交付決定を受けるまでの期間は、計画変更を行いません。	



様式第4号（第8条関係）

佐市商第 号  
令和 年 月 日

様

佐賀市長 印

佐賀市中央大通り「さがすたいるプラス」推進事業補助金  
交付決定前着手届受理通知書

令和 年 月 日付けで提出のあった交付決定前事前着届について受理  
したので、佐賀市中央大通り「さがすたいるプラス」推進事業補助金交付要綱第  
8条第2項の規定により通知します。

なお、当通知書は、補助金の交付を決定するものではありません。

様式第5号（第9条関係）

令和 年 月 日

佐賀市長 様

申請者 住 所  
氏 名 印  
電話番号

〔 法人の場合は、押印してください。  
法人以外でも、本人(代表者)が署名しない場合は、押印してください。 〕

佐賀市中央大通り「さがすたいるプラス」推進事業変更申請書

令和 年 月 日付け佐市商第 号で補助金の交付決定を受けた補助事業について、佐賀市中央大通り「さがすたいるプラス」推進事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	令和 年度	補助事業の名称	中央大通り 「さがすたいるプラス」推進事業
店舗・施設	名称		
	住所	佐賀市	
補助事業の変更の内容			
変更の理由			
県補助金	交付変更通知日	令和 年 月 日	
	変更後の交付決定金額		円
変更後の交付申請金額			円
変更後の補助事業の完了予定年月日		令和 年 月 日	
添付書類		<input type="checkbox"/> 県補助金の交付変更通知書の写し <input type="checkbox"/> 県補助金の変更承認申請書・関係書類の写し	

様式第6号（第9条関係）

佐市商第 号  
令和 年 月 日

様

佐賀市長 印

佐賀市中央大通り「さがすたいるプラス」推進事業補助金交付変更通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった補助金の交付決定内容については、佐賀市中央大通り「さがすたいるプラス」推進事業補助金交付要綱第9条第3項の規定により、次のとおり変更したので通知します。

補助年度	令和 年度	補助事業の名称	中央大通り 「さがすたいるプラス」推進事業
店舗・施設	名称		
	住所	佐賀市	
補助事業の変更の内容			
変更後の交付決定金額		円	
変更後の交付条件		・補助事業の経費所要額又は事業内容を変更する場合は、市長の承認を受けること。（ただし、佐賀県知事から県補助金に係る変更承認を受ける必要がない場合を除く。）	
変更の理由			

様式第7号（第10条関係）

令和 年 月 日

佐賀市長 様

申請者 住 所  
氏 名 印  
電話番号

〔 法人の場合は、押印してください。  
法人以外でも、本人(代表者)が署名しない場合は、押印してください。 〕

佐賀市中央大通り「さがすたいるプラス」推進事業実績報告書

令和 年 月 日付け佐市商第 号で補助金の交付決定を受けた補助事業の実績について、佐賀市中央大通り「さがすたいるプラス」推進事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、次のとおり報告します。

補助年度	令和 年度	補助事業の名称	中央大通り 「さがすたいるプラス」推進事業
店舗・施設	名 称		
	住 所	佐賀市	
補助事業の完了年月日		令和 年 月 日	
補助金の交付決定金額			円
県補助金	額の確定通知日	令和 年 月 日	
	交付確定金額		円
補助金額 (県補助金の交付確定金額×補助率)			円
添 付 書 類		<input type="checkbox"/> 県補助金の確定通知書の写し <input type="checkbox"/> 県補助金の実績報告書・関係書類の写し <input type="checkbox"/> 市税の完納証明書	

様式第8号（第11条関係）

佐市商第 号  
令和 年 月 日

様

佐賀市長 印

佐賀市中央大通り「さがすたいるプラス」推進事業補助金確定通知書

令和 年 月 日付けで実績報告のあった補助事業については、次のとおり補助金の額を確定したので、佐賀市中央大通り「さがすたいるプラス」推進事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

補助年度	令和 年度	補助事業の名称	中央大通り 「さがすたいるプラス」推進事業
店舗・施設	名称		
	住所	佐賀市	
補助金の交付決定金額			円
補助金の交付確定金額			円

様式第9号（第12条関係）

令和 年 月 日

佐賀市長 様

申請者 住 所  
氏 名 印  
電話番号

〔 法人の場合は、押印してください。  
法人以外でも、本人(代表者)が署名しない場合は、押印してください。 〕

佐賀市中央大通り「さがすたいるプラス」推進事業補助金交付請求書

佐賀市中央大通り「さがすたいるプラス」推進事業補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり請求します。

補助年度	令和 年度	補助事業の名称	中央大通り 「さがすたいるプラス」推進事業
店舗・施設	名 称		
	住 所	佐賀市	
補助金の交付決定金額			円
補助金の交付確定金額			円
交付請求金額			円
振 込 先	金融機関名	銀行 信金 農協 漁協 信組	店
	口座番号	当座・普通	
	(フリガナ)		
	口座名義人		

様式第10号（第13条関係）

佐市商第 号  
令和 年 月 日

様

佐賀市長 印

佐賀市中央大通り「さがすたいるプラス」推進事業補助金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付け佐市商第 号で交付決定した補助事業については、次のとおり取消しを決定したので、佐賀市中央大通り「さがすたいるプラス」推進事業補助金交付要綱第13条の規定により通知します。

補助年度	令和 年度	補助事業の名称	中央大通り 「さがすたいるプラス」推進事業
店舗・施設	名称		
	住所	佐賀市	
交付決定金額			円
取消金額			円
取消事由			

様式第11号（第14条関係）

佐市商第 号  
令和 年 月 日

様

佐賀市長 印

佐賀市中央大通り「さがすたいるプラス」推進事業補助金返還命令書

佐賀市中央大通り「さがすたいるプラス」推進事業補助金交付要綱第14条の規定により、次のとおり返還を命じます。

返 還 金 額				円
返 還 期 限	令和 年 月 日			まで
返 還 理 由				
返 還 方 法				
補助年度	令和 年度	補助事業の名称	中央大通り 「さがすたいるプラス」推進事業	
店 舗 ・ 施 設	名 称			
	住 所	佐賀市		
補助金の交付決定金額				円
補助金の既交付金額				円
補助金の交付確定金額				円